

○ 人事院規則一七―〇―二二八（人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則） 新旧対照表（人事院規則一七―〇 別表）

（傍線部分は改正部分）

外務省内部部局	組織	改正後	改正前
		・・・海上安全保障政策室長 宇宙・サイバー政策室長 国連制裁室長・・・	・・・海上安全保障政策室長 宇宙室長 サイバー政策室長 国連制裁室長・・・
		職員	員
改正後		改正前	
備考	備考	備考	備考
1 この表の・・・組織に関する定めにより平成三十一年二月二十八日において設置されていた官職を占めている職員とする。	1 この表の・・・組織に関する定めにより平成三十年十一月三十日において設置されていた官職を占めている職員とする。	1 この表の・・・組織に関する定めにより平成三十年十一月三十日において設置されていた官職を占めている職員とする。	1 この表の・・・組織に関する定めにより平成三十年十一月三十日において設置されていた官職を占めている職員とする。